

社会福祉法人恵優会
介護職員等ベースアップ等支援加算金の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恵優会（以下「法人」という。）賃金規定に規定する給与とは別に、介護職員を対象に、収入を3%程度引き上げる措置に基づき、法人の介護職員に対し支給する介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「ベースアップ等支援加算」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 法人の正規職員・パートタイマー・嘱託職員を問わず、厚生労働省の定める介護職員にベースアップ等支援加算金を支給する。

(支給額)

第3条 ベースアップ等支援加算の支給額は、賃上げ効果の継続に資するよう、補助額の2/3以上を加算見込額の範囲内において正規職員・パートタイマー・嘱託職員に法人が定める額を法人一括により「毎月支払われる手当」として支給する。

イ. 補助額の算定

総報酬（{基本報酬+加算減算} × 1単位の単価） × 交付率（別表より） = 補助額

上記の仕組みで算定・支給するため、職員配置状況等により、一律で月額3%程度、あがるものではない。

(支給日)

第4条 ベースアップ等支援加算金の支給は、賃金規定同様とする。尚、支援金の残額は賞与として支給する。

(在籍の限定)

第5条 ベースアップ等支援加算金は、支給日現在に在籍していない者については支給しない。

(キャリアパス)

第6条 職務内容に応じた任用要件、賃金体系については、別表のキャリアパスに定める。

(昇給)

第7条 昇給は別表の通り定める。

(その他)

第8条 この規程は、介護職員等ベースアップ等支援加算制度が終了すると同時に廃止するものとする。

この規程は、令和4年10月1日から施行する